



平成28年度もあとわずかになりましたね。最終号は「年度末・年度始めの事務処理」と「共同実施報告」についてです。抜けがないようにチェックしてみましょう！

年度末・年度始めの チェック☑!!

年度末

諸帳簿の確認

記入もれ、押印もれはありませんか？

- 指導要録、出席簿
- 旅行命令・依頼簿
- 休暇簿など



文書や物品などの確認



- 公文書の整理は済みましたか？
- 備品などは所定の位置に戻しましたか？
- パソコンのデータの整理をしましたか？
- 学年会計の監査は終わりましたか？
★ 保護者へ会計報告が必要です
- 個人情報管理は適切にできていますか？
★ 処分はシュレッダー等でしましょう

引っ越しが決まったら

市外の場合は転居前に「転出届」を
市内の場合は転居後に「転居届」を
居住地の市役所等へ提出してください

年度初めに限らず、当初の認定内容に変更があれば、すぐ事務職員へお知らせ下さい！
(届け出は事実発生日から15日以内)

お知らせ

『給与制度の激変緩和措置』が、あと1年で終了!!

給与制度の総合的見直しによる給料表の引き下げに伴う激変緩和措置として、切替後の給料月額と切替前の給料月額（平成27年3月31日現在）との間に差が生じる場合、その差額を3年間支給（差額は給料に含まれています）

※ 詳しくは「カルストの風第36号(平成27年6月発行)」をご覧ください

<http://www.minejimu.org/dayori/27nendo/H27-36zimudayori.pdf>

年度始め

扶養関係



1 新規認定はありませんか？(扶養手当・保険証)

- 退職・離職する扶養家族がいる→退職証明書の提出をお願いします

2 就職や進学される方はいませんか？

(扶養手当・保険証)

- 被扶養者が就職する→就職先の保険証の写しや、就職証明書等で取消の手続きをします
- 22歳の年度末を迎えるお子さんがいる→引き続き、共済組合の被扶養者として認定する場合、扶養事情申立書の提出が必要です
※ 学生については在学証明書でも可

3 住所変更はありませんか？(保険証)

- お子さんが進学等で別居する→住所変更の手続きがあります
- 被扶養配偶者の住所変更がある→国民年金被保険者住所変更届の提出が必要です

住居・通勤関係

1 住居手当

- 契約の更新、家賃の変更はありませんか？
※ 自動更新でない場合、更新後の契約書の写し等の提出をお願いします

2 通勤手当

- 新しい道路開通に伴い通勤経路、通勤方法の変更はありませんか？
※ 異動により高速道路で通勤することになった場合
★ 発令日から5日以内(土日祝日は考慮しない)に利用した証明書が必要です
★ ETCカードの料金引き落とし口座が本人名義になっているか確認してください

平成28年度

共同実施報告

共同実施の1年間の報告をします。ご協力ありがとうございました

活動状況

- (1) 美祢市学校事務共同実施協議会(年2回)
- (2) 全校共同実施会(年5回)
- (3) 推進会議(年5回)
- (4) グループ会
学校を会場とし、年間12回(内合同グループ会2回含む)
- (5) プロジェクト会
- (6) 巡回等支援(年間90回)

共同実施目的

取組と成果

課題

Webサイト画面



事務の効率化・平準化・適正化

グループ会で諸帳簿点検・ソフトや手引を活用した事務処理
Webサイトでの「文書データ」等の情報配信
学校徴収金点検・認定簿等の点検
教頭会での説明・市教委との協議

諸帳簿点検状況の報告の必要性
グループ会の持ち方の検討
各団体との連携

課題

教育支援

学校徴収金事務の支援
教科書事務の支援

手引・ソフトの見直し
Webサイトの充実・活用を推進

課題

学校運営への参画

市内統一じむだよりの発行による情報共有
実践事例の発表(環境整備・予算執行・コミュニティ・スクール等)

実践事例共有による各校での取組
コミュニティスクールへの関わり方
統廃合に係る事務処理の効率化

課題

人材育成・資質能力向上

市小中教研との共催による研修(コミュニケーションの手法・児童生徒理解・諸手当等)
キャリアを生かしたグループ協議等
初任者への支援・異校種研修の実施による人材育成

キャリア別の研修の必要性
若年経験者の支援は計画的に実施

課題

今後も共同実施を通して学校事務の効果的な取組をしたいと思えます。

厚保地域の小学校が平成29年度より
統合され厚保小学校のみとなります。
小学校15校・中学校7校で
出発です。

